

平成29年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成29年3月9日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。去る3日に開会されました、平成29年第1回定例会も本日、最終日となりました。</p> <p>連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「委員長報告」を議題とします。</p> <p>予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。5番片岡予算特別委員会委員長。</p>
片岡予算 特別委員 長	<p>それでは報告します。</p> <p>平成29年3月9日。</p> <p>川本町議会議長 植田 昌平 殿。</p> <p>予算特別委員会 委員長 片岡 通泰。</p> <p>委員会審査報告書。</p> <p>本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。</p> <p>記。</p> <p>「議案第26号、平成29年度川本町一般会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第27号、平成29年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第28号、平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第29号、平成29年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第30号、平成29年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第31号、平成29年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、「原案認定」であります。</p>
議 長	<p>以上で、予算特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
々	<p>ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 それでは、まず「議案第28号、平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について討論を行います。

々 ここで、反対討論の申し出がありましたので、この発言を許可します。
1番山口議員。

1番 山口議員 平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。
「高すぎる保険税は生活を圧迫している」というのが町民の切実な声です。
また、国や県も、そして本町においても、保険税が高いと認識をされています。
にもかかわらず、今年度またしても3年連続となる値上げが示されています。
「保険税を引き下げて欲しい」、今こそ、この町民の声に真摯に向き合う町政が求められているのではないのでしょうか。平成30年度から、国保事業の「県単位化」が行われ、財政運営の主体が市町村から県に移行になります。県単位化にあたって、保険税が高くなる合理的根拠は示されていません。本町が保険税率を決めるにあたって、県から本町に示される「標準保険税率」はこの秋以降になる予定です。納得のいく根拠が示されていない保険税の値上げには反対です。もともと国保の財政難と保険税の高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあります。
この30年間に、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、昭和59年度の49.8%から平成22年度には25.6%と半減しています。現在、国保は、住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に、重い負担や過酷な滞納取り立てで住民の生活と健康、いのちまで脅かすという本末転倒の事態が広がっています。国保の構造的問題、危機的状況を打開する抜本的な制度改革が必要です。
国保は、日本国憲法25条に基づく社会保障制度であり、国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。国保は、町民の命と健康を守るものでなければなりません。値上げなんてとんでもありません。町民の「保険税の負担を軽減してほしい」の願いに答えて、今こそ、保険税の引き下げに踏み切るべきです。財源は、保有基金の取り崩し、国庫支援金の活用、一般会計からの繰り入れで十分可能です
町民にさらなる負担を強いる保険税の値上げは、きわめて大きな問題であり、値上げ提案の撤回を求めて、私の反対討論を終わります。以上です。

議 長 ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方はありませんか。
（「ありません」の声あり）
他に討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第28号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「多数」であります。
- 々 よって、「議案第28号」は、原案のとおり「決定」しました。
- 々 お諮りします。
この際、「議案第26号から議案第27号、議案第29号から議案第31号」まで
を、一括して討論・採決としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。
よって、そのように「決定」しました。
- 々 それでは、「議案第26号から議案第27号、議案第29号から議案第31号」につ
いて討論を行います。
- 々 討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 それでは、これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第26号、平成29年度川本町一般会計予算」、「議案第27号、平成29年
度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、「議案第29号、平成29年度川
本町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第30号、平成29年度川本町簡易水道
事業特別会計予算」、「議案第31号、平成29年度川本町農業集落排水処理事業特
別会計予算」に対する委員長報告は、全て「原案認定」であります。
- 々 この委員長報告のとおり「決定」することに「賛成」の皆さんの「挙手」を求めま
す。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第26号」「議案第27号」「議案第29号」「議案第30号」「議案
第31号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 以上で「予算特別委員会委員長」の報告を終わります。
- 々 それでは、「日程第2、議案第5号、川本町個人情報保護条例の一部を改正する条
例の制定について」の件を議題と致します。

議 長

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第5号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第5号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「日程第3、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第6号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第6号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「日程第4、議案第7号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第7号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第7号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、「日程第5、議案第8号、職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第8号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第8号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第6、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第9号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第9号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第7、議案第10号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第10号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第10号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第8、議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第11号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第11号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第9、議案第12号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第12号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第12号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第10、議案第13号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第13号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第13号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第11、議案第14号、川本町携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第14号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第14号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第12、議案第15号、川本町定住促進基金条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第15号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第15号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第13、議案第16号、木路原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

- 議長 | これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第16号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第16号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、「日程第14、議案第17号、三原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第17号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第17号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、「日程第15、議案第18号、川本町企業立地促進条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第18号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第18号」は原案のとおり、「決定」しました。

- 議 長 次に、「日程第16、議案第19号、川本町工場立地法準則条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第19号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第19号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「日程第17、議案第20号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第20号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第20号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「日程第18、議案第21号、川本町工場誘致条例を廃止する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第21号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第21号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第19、議案第23号、平成28年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第23号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第23号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第20、議案第24号、平成28年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第24号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第24号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第21、議案第25号、平成28年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第25号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第25号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「日程第22、議案第32号、町道路線の変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第32号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第32号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「日程第23、議案第33号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第33号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第33号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「日程第24、議案第34号、辺地に係る総合整備計画の変更について」の件を議題と致します。

議 長 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 | これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。

々 | 「議案第34号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。

々 | よって、「議案第34号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 | それでは、「日程第25、議案第35号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 | 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田 | それでは、「議案第35号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例
 健康福祉 | の制定について」、ご説明申し上げます。
 課長 | この条例改正は、子ども等医療費助成にあたって、本人負担額を全額助成し医療費
 を無償化するものでございます。
 内容につきましては、4ページの説明資料により説明させていただきます。
 提案理由と致しましては、小学校入学から中学校卒業までの対象者及び就学後20
 歳未満の慢性呼吸器疾患等14疾患群対象者について、医療費の自己負担額を無償化
 することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減をはかるものでございます。
 尚、就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等の中には、白血病、気管支喘息、膠原病、
 ダウン症等の14疾患が指定され、入院費のみが助成の対象となっております。
 続きまして、改正の概要でありますが、1点目として、小学校入学から中学校卒
 業までの対象者について、現在は本人の負担額を1割負担、上限入院2,000円、
 通院1,000円としているところでございますが、この負担額を全額助成するもの
 であります。
 2つ目として、就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等14疾患群の対象者について、
 現在は本人負担額を1割負担、入院に限りまして上限7,500円とし、所得制限も
 設けておるところですが、所得制限の廃止と本人負担額を全額助成するものでござい
 ます。
 附則と致しまして、この条例は、平成29年5月1日から施行するものでございま
 す。施行日につきましては、対象者への広報、新しい医療証の交付、病院側のシステ
 ムの変更等準備が必要なため、5月1日としております。
 それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。
 第2条第4項第1号は、慢性呼吸器疾患等に係る所得制限に関する規定であります
 ので、削除致します。

番外長田健康福祉課長 続いて、3ページの第3条第1項第1号から第3号は、それぞれ乳幼児、就学児、慢性呼吸器疾患の本人負担額に関する規定でありますので、この度の全額助成に伴い削除するものでございます。

尚、子ども等医療費の無償化に伴う負担増は、医療費が70万程度と見込んでおります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第35号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第35号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、「日程第26、議案第36号、工事請負変更契約の締結について」の件を議題と致します。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 「議案第36号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。

本議案は、平成28年10月20日に契約を致しました、町単独事業、三原地区工場用地整備工事について、工期の延期に伴い、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工期は、当初完成日が平成29年3月31日。変更完成日が、平成29年5月25日でございます。

延期の理由でございますが、工事は今年1月まで順調に進んでおりましたが、1月末から2月にかけての大雪により、工事に支障を来し、2月16日付けで契約相手方の株式会社江ノ川開発から、55日間の工期の延期願いが提出されました。造成用地に全体の仕上げをしていく為には、十分に用地の表面が乾いた状態で残工事を行う

番外高良 産業振興 課長 必要があります。その用地の乾燥に必要な期間として先ず2週間。その後、残工事を進めていく事から、過去の気象データ等を元に、工期の延期を必要としているものがあります。

議 長 以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

々 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第36号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第36号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 日程第27、「発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。6番飯田議員。

6番 飯田議員 発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
上記の議案を、地方自治法第112条及び川本町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。
平成29年3月9日提出。
提出者、川本町議会議員 飯田 武則。賛成者、川本町議会議員 圓山 達雄。賛成者、川本町議会議員 大畑 茂久。賛成者、川本町議会議員 片岡 通泰。賛成者、川本町議会議員 石川 達也。賛成者、川本町議会議員 高良 敏幸。賛成者、川本町議会議員 木村 慶五。賛成者、川本町議会議員 山口 節雄。

6 番 附則に次の 2 項を加える。

飯田議員 10 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 4 月 24 日までの間における議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額は、第 2 条の規定にかかわらず、別表第 1 に規定する報酬月額からその額の 5 パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

11 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 4 月 24 日までの間における期末手当の基礎額は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず報酬月額とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

次に、新旧対照表を付けておりますので、ご確認を下さい。以上です。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
 これより「採決」に入ります。
 この採決は「挙手」により行います。

々 「発議第 1 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手、「全員」であります。

々 よって、「発議第 1 号」は、原案のとおり「決定」しました。

々 日程第 28、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。

々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。

々 日程第 29、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
 お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。

議 長	日程第30、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
番外 三宅町長	<p>3月3日に開会致しました平成29年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今定例会におきましては平成29年度一般会計等、予算案件10件、条例案件18件、その他案件4件等、32議案につきまして、それぞれ慎重にご審議をいただき全て原案どおり議決を賜り心より感謝申し上げる次第でございます。平成29年度は、平成30年4月から操業となります株式会社 三協や、新たな公共交通に向かって大切な年であります。また、大田市との可燃ごみ共同処理施設の建設に着手して参ります。そうした意味で、非常に大きな想いを持って望む年でございます。平成29年度の予算につきましては、人口対策に重点をおきながら企業誘致を最優先に取り組むとして編成したところでございますが、当然に他の行政サービスのバランスを大切にしていきたいと考えております。これからもオール川本で町づくりに向かう気運を高め、川本町に住んで良かった、住みたい町づくりを目指して邁進して参りますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。先週に比べますと、グッと気温も上がり、暖かい日が続くように思っておりましたが、昨日からなごり雪となりました。1日に島根中央高校の卒業式があり、続いて、中学校、小学校の卒業式、保育園の卒園式が行われます。また4月になれば入学式という事で新たな旅立ちのスタートでございます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、これから益々、多忙な日が続くかと存じますが、健康には十分にご留意いただき、活躍いただきます事をご祈念申し上げます。また、今定例会には、島根中央高校の生徒の皆様へ傍聴にお越しいただきました。今後も多くの皆様に町政及び議会をご理解いただくため、傍聴いただければと思っておるところでございます。</p> <p>閉会にあたり以上を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
議 長	以上で、「町長あいさつ」を終わります。
々	以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。
々	これをもって、平成29年第1回川本町議会定例会を閉会致します。お疲れ様でした。

(午前10時12分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本博志 が記載したもので、その内容において、

正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員